

平成 28 年度 伊曾乃神社鬼頭・屋台総代総会

日時：平成 28 年 9 月 4 日（日）

午後 7 時

場所：西条市総合文化会館

小ホール

1 神前遙拝

2 開会挨拶

- (1) 伊曾乃神社宮司挨拶
- (2) 鬼頭会長挨拶
- (3) 大祭委員長挨拶

3 来賓挨拶

- (1) 市長挨拶
- (2) 警察署長挨拶
- (3) 来賓紹介

4 関係機関からの連絡事項

- (1) 西条警察署・教育委員会・消防署・市役所観光物産課
- (2) 関係機関への質疑応答

5 鬼頭会からの通達事項

- (1) 鬼頭紹介
- (2) 平成 28 年秋季大祭屋台・みこしの運行に関する決定事項について

6 伊曾乃神社例大祭事始式（運行安全御祈祷）

10 月 8 日（土）

○午後 2 時（神戸・大町・玉津）

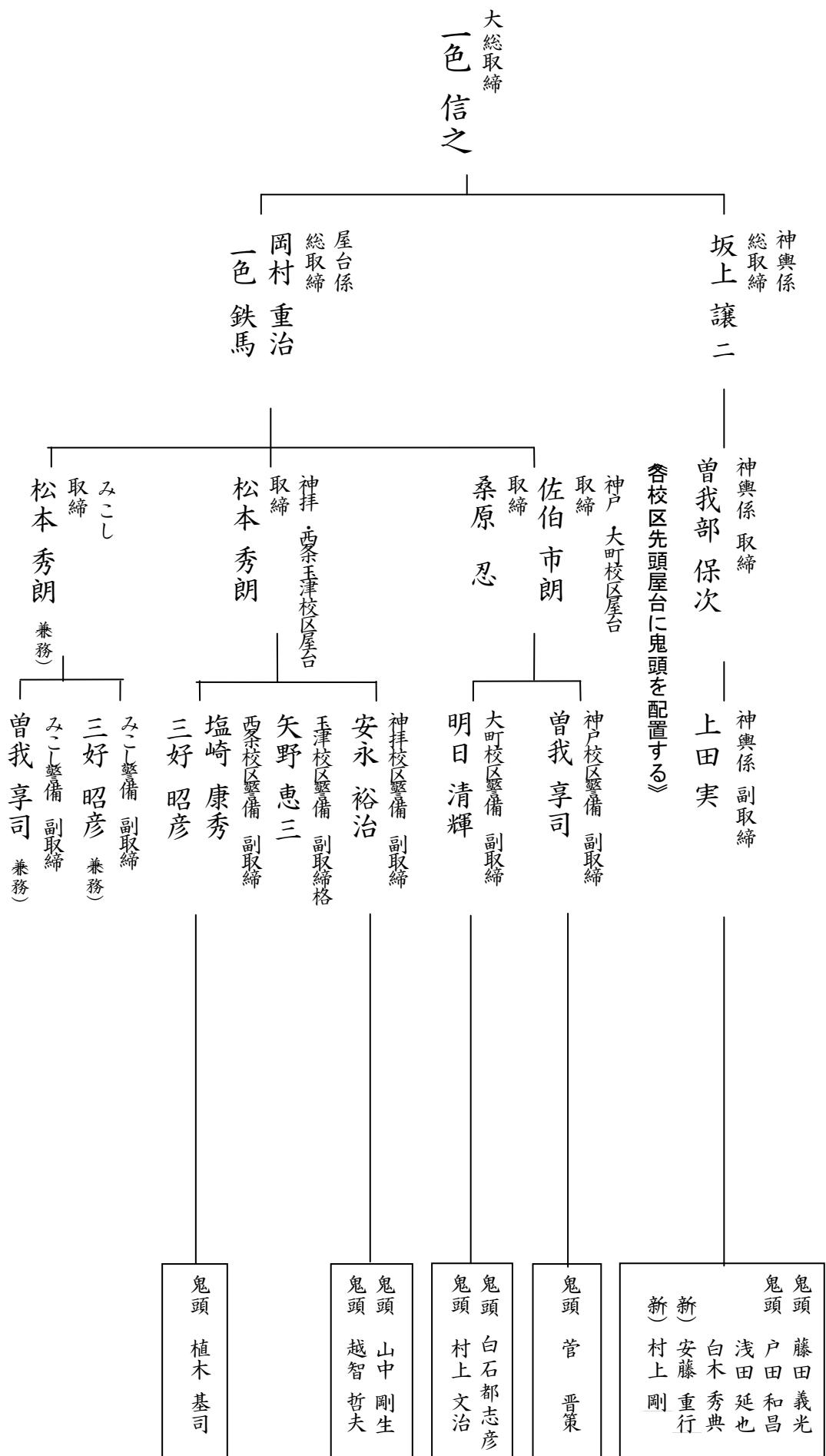
○午後 3 時（神拝・西条）

7 質疑応答

8 年番屋台総代代表による奉納願読み上げ

9 閉会挨拶

平成二十八年度
例大祭鬼頭配置表



平成28年秋季大祭屋台・みこしの運行に関する決定事項

= 通 達 事 項 =

伊曾乃神社鬼頭会

1. 15日早朝（宮出し）屋台奉納について

(1) 年番屋台について

イ. 本年の年番屋台は、**神拝校区**である。

(2) 屋台・みこしの奉納時間について

イ. 各屋台の自町内出発時刻は、午前0時以降に、随時出発すること。

ロ. 年番屋台（**神拝校区**）は、指定場所に午前4時25分（参進の5分前）までに据えること。

ハ. みこしが境内駐車場に上がる時間は、午前5時を目処に鬼頭が指示するので、

奉納全屋台が、午前5時までに所定場所に据えられるよう、早目の奉納に心がけること。

(3) 屋台・みこしの運行について

イ. 高知へ向かう国道194号を通行する場合は、旧イレブンから伊曾乃入口までの間、屋台は基本的に右側（歩道側）を通行し、一般車両の支障とならないよう協力をお願いしたい。

ロ. 参道での運行は、原則上りを優先とし、各屋台の譲り合いの精神による状況判断にお任せする。

ハ. みこしの上りと、屋台の下りのトラブルを避けるため、屋台はみこしが上がるまで各々の据え場所に留まること。

ニ. 境内での屋台奉納は、後続屋台を待たすことのないよう円滑な練りを心がけること。神門前に立ち止まっての唄は厳に禁止する。

(4) 屋台・みこしの据え場所について（伊曾乃神社内配置図参照）

イ. 境内に据える屋台は、御供（本町）、一番（中野）及び年番屋台（**神拝校区24台**）の計26台とし、境内に名札を吊り下げてあるので、その下前へ正しく据えること。

ロ. 年番以外の**神戸校区**（10台）、**玉津校区**（3台）は、大鳥居上の指定場所に正しく据えること。**西条校区**（11台）、**大町校区**（27台）は、境内駐車場のぬさ下前に出来るだけ詰めて据えること。

ハ. みこし（4台）は、境内駐車場の名札下前に正しく据え、境内への押し上げ・練りは大変危険なため禁止する。

(5) 神職・参列者の「参進」について

イ. 例大祭斎行に向けて神職・参列者の社務所大玄関前からの「参進」開始時間は、午前4時30分とする。そのため、4時25分から35分頃までの約10分間は神門前への奉納及び境内参道での練りは、厳に禁止する。また、その間、境内にいる年番屋台等の太鼓・鉦は止めること。

ロ. 「参進」は、神幸祭の大切な出発神事である。祭礼の本質を氏子各位にもご理解していただき、伝統祭礼の一層の厳粛化に務めるため、氏子皆様方の周知とご理解をお願いする。

(6) 御神輿の巡幸協力について

イ. 御供・一番・年番屋台は、御神輿先導のため表参道を下りること。出発は、鬼頭が指示する。

ロ. 御供・一番・年番屋台以外の屋台は、みこし入場後、早めに参道を下りること。

退出順は①大鳥居上広場はみこし通過後、②駐車場広場はみこし練り終了後、③境内年番の順

ハ. 御神輿が下り始めたら、参道に残っている屋台は速やかに道を空けること。

ニ. 一番お神楽（大鳥居6：20開始）終了後、鳥居を下り右側の“中之段の道路”は御神輿の巡幸コースとなっている為、各屋台においては御神輿の巡幸の妨げとならぬよう十分配慮願いたい。

(7) その他

イ. 境内他の清掃・美化について（伊曾乃神社内配置図参照）

○紙吹雪、飲食の殻など、ゴミの不法投棄を厳に防ぐこと。（周辺の田畠に酒瓶を投棄しない）

○各屋台が出発する際は、御神域であるので必ずゴミの後始末を行うこと。

～ゴミ収集場所～ ①シメ柱横階段を上がったところ ②駐車場旧トイレ横

③駐車場南側の桜を植えてある神苑の一角。 ④大鳥居頌徳碑の横

ロ. メロディー橋の通行について

○通行許可は、西条市役所建設道路課が窓口です。（〆切・内容確認のこと。）

○通行に際して、一橋脚間につき屋台1台の通行とし、橋の荷重を軽減し、円滑な運行に努めること。

2. 16日屋台運行

○各校区先頭屋台時間表・鬼頭配置表・・・別紙参照

3. 16 日早朝（お旅所）屋台奉納について

(1) お旅所での校区別奉納時間帯について

御神輿の恙(つつが)無き巡幸のため、

奉納開始時間を15分早めて午前1時45分とし、
出発時間は午前4時45分とする。!!

イ. お旅所奉納時間及び、出発が定刻に行えるよう各屋台・みこしの責任ある行動をお願いする。

●校区別奉納時間・・・各校区の屋台奉納時間と示す。

○神戸（11台南入口） 1：45～2：05

○大町（一部15台東入口） 2：05～2：55

○大町（一部12台常心入口） 2：05～2：55

○玉津（3台東入口） 2：55～3：00

○神押（24台常心入口） 3：00～3：55

○西条（12台常心入口） 3：55～4：15

○みこし（4台常心入口） 4：15～4：35

(2) 屋台・みこしの運行について

イ. お旅所での奉納は複数台で行い、御神前（お仮殿）への奉納の練りは2回までとする。

なお、統一行動におけるお旅所 出発時の御神前（お仮殿）への奉納は禁止とする。

ロ. 各屋台の台車の取り外しは、高橋疊店前まで進み台車をはずすこと。はずした台車は広場に置き、練りの後は、所定場所に据え、出発までに台車を取り付け待機すること。

ハ. 途中のロウソクの取替え等については、後続屋台の運行に支障のないよう迅速に行うこと。

なお、本年も常心入口並びに金光教前に屋台係の鬼頭を配置し、各屋台を誘導する。

ニ. お仮殿前からメインの通路は屋台と見物人との競合が予想され危険である。各屋台においては安全に留意して、秩序ある屋台奉納が円滑に執り行えるよう心がけること。

ホ. みこしの入場時に、各屋台・みこしから必ず2名の自主警備員（警固）を選出し、通路となる道路両側にて警察と共にして、みこし通路の確保並びに観客の安全を図るべく警備に当たること。

○神戸 -----自町内屋台前にてみこし通路の確保及び警備をする。 (配置図参照)

○大町・神押・玉津・西条--自町内屋台前方のみこし通路まで出て通路の確保及び警備をする。

ヘ. 屋台・みこしは、各屋台番号札の前に据えること。なお、忠靈塔前の据え場所はコの字形に、また、東の小川横は一列に長く据えること。

ト. 奉納屋台・みこしの『紙吹雪』は厳に禁止する。

(3) 奉納許可証と番号札の交換について

イ. 御仮殿前の鬼頭詰所は、正面向かって右側に設置するので、『奉納許可証』を必ず持参し、番号札と交換すること。なお、警察詰所は正面向かって左側の見張り台とする。

(4) お旅所出発時間について

●『お旅所』出発時間について・・・校区の先頭屋台の出発時間と示す。

○神戸校区 4：45 ○大町校区 4：50 ○神押校区 5：10 ○玉津・西条校区 5：25

(5) 御神輿の巡幸協力について

イ. 御神輿は、最終屋台のお旅所出発の後、次のお神楽場（駅前）を目指し巡幸を開始する。

ロ. お御旅所から登道商店街入口前までの間は、御神輿と屋台の運行コースが重なり、屋台の進み具合によっては、御神輿の巡幸に多大な影響を及ぼすこととなっている。

ハ. 一番屋台は、商店街の明治屋前まで、据えることなく運行している。これは、概ね最終屋台が北之丁踏切を通過できるであろう距離を想定しての運行である。

ニ. この区間は各屋台においても長距離の運行となるが、祭礼全体の円滑な運行について配慮をいただき、屋台を止めることなく運行し、御神輿の恙(つつが)無き巡幸へのご協力をお願いしたい。

(6) その他

イ. お旅所の清掃・美化について

○各屋台が出発する際は、御神域であるので必ず後始末を行うこと。

～ゴミ収集場所～ お旅所北東の角

4. 御殿前について

(1) 御殿前について

イ. 御殿前への進入経路は、神戸・大町校区屋台は、法務局側から進入する。

神押・玉津・西条校区は、広島銀行南を通り三本松から御殿前とする。

(尚、各校区担当の鬼頭は御殿前正門前から退出までを指揮する。)

ロ. 屋台の据え位置は、現行どおりである。御神輿到着の際は、御神輿が通りやすくして、秩序よく据えること。

ハ. 各屋台の御殿前（西条高校大手門前）への参入は1回とする。それに伴い、裁判所前の道路にて指定場所に据える以外の無駄な逆行は禁止とする。

- ニ. 御殿前への参入は、先行屋台と離れることなく、また、後続屋台を待たすことのないよう円滑な練りを心がけること。西条高校大手門前に立ち止まっての唄は厳に禁止する。
- ホ. 御神輿がお神楽場所に到着と同時に、先頭屋台から出発が始まるので各屋台は出発可能な態勢を整えておくこと。
- (2) 新町泉について
- イ. 神拝校区の新町泉での練りは、練り時間の短縮を図り、後続屋台に迷惑をかけない方策を神拝校区で検討し、事前に鬼頭と打合せをすることを条件に認める。
神拝校区以外の屋台は、新町泉での練りを禁止する。
- (3) 休憩について
- イ. 先頭屋台は、古玉線で10分程度の休憩とし、各屋台は止まった場所での休憩とする。

5. 玉津土堤について

- (1) 据え場所等について（玉津土堤屋台配置図参照）
- イ. 屋台据付場所は、南土手に神拝・西条校区とする。（校区の先頭屋台を玉津橋側とする。）
ロ. 北土手は神戸・大町校区とする。
ハ. 玉津校区は、玉津橋北側とし、5分間の範囲で橋の上での練りを許可する。。
ニ. 川入り行事を予定通り行うため、先頭屋台の玉津出発の最終待機時間を14時00分とする。
- (2) 昼食について
- イ. 屋台運行の遅れ改善のため、玉津で昼食とする。

6. 加茂川土堤について

- (1) 運行コースについて
- イ. 玉津から明神木、小川を経てJA西条大町支所横の交差点から2コースとする。
ロ. 第1コースは、神戸・大町校区が運行する。第2コースは神拝・玉津・西条校区とし、JA西条大町支所前～岸陰を経由し地蔵原通りからお旅所に入り、第1・第2の順番で加茂川土堤に上がる。
ハ. お旅所前にて双方のコースの屋台が競合した場合は、第1コースの神戸・大町校区屋台を優先し、第2コースの神拝・玉津・西条校区の屋台は、御旅所到着時に各屋台番号札下に据え待機し、大町校区屋台に統いて加茂川土手に上がる。
ニ. 先頭屋台は明神木休憩場所を、光泉三叉路にする。
- (2) 加茂川土堤について
- イ. 全屋台が加茂川土堤に整列し、御神輿のお見送りをするために、各屋台の自覚と責任ある運行をお願いする。
ロ. 加茂川土堤はラインを引くので、ライン上に正しく据えること。
ハ. 土堤上での「差し上げ」は全面禁止とする。
ニ. 土堤の上、及び土堤の手前での台車の脱着、及び土堤上への外した台車の持込を禁止する。
ホ. 各屋台は、お旅所に帰り次第、直ちに加茂川土堤に上がること。お旅所での練りを行わないこと。
ヘ. 提灯付けは、土堤上の所定位置に据えてから取りかかること。行列中の提灯取付けは違反である。
ト. みこしは、先頭屋台が到着する前（14時25分迄）に土堤に上がること。なお、据え場所は土堤の入口から川下土堤に据えること。土堤に据えないみこしは、屋台運行の支障にならないよう鬼頭の指示に従うこと。

7. 御神輿のお旅所到着並びに川入りについて

- (1) 煙火の合図について
- イ. 御神輿が、川入りに出発の合図として煙火を打ち上げる。
- (2) 川入りについて
- イ. 御神輿の最終待機場所を河原とする。
イ. 本年も御神輿の最終待機時間を、午後5時15分とし川入りに向け出発する。
ロ. 川入り行事には、鬼頭が高張提灯又は、幟旗を持って御神輿を先導する。
ハ. 川入り行事に、関係のない人が川に入らないよう、各屋台の方々も徹底排除にご協力をお願いする。
- (3) メロディー橋の通行について
- イ. メロディー橋の通行に関しては、警察の指示を厳守のこと。
■一般・・・午後2時から午後6時まで通行止め
■「神輿関係」並びに「西側からの川入り屋台」・・・免除
ロ. 西側川入り屋台については、各代表者・鬼頭にて決定し各所に周知を図ること。
- (4) 最終お神楽（宵）について
- イ. 宵でのお神楽が終了するまで、神戸校区屋台は全て西側河川敷にて待機する。
ロ. お神楽終了後、御神輿の先導として中野・日明・中ノ段の3台は、御神輿より先に土堤に上がる。
ハ. 御神輿が土堤に上がった後に、間隔を十分とてから他の神戸校区屋台は土堤に上がること。

8. 全般について

(1) チェック体制について

- イ. 本年も『定め書き第五項』に伴うチェック場所を下記のとおり実施する。
 - ①北御門を通り県道西条港線に出た信号から神拝小学校前陸橋までの間。
 - ②沢から下小川までの間。
- ロ. チェック担当鬼頭を配置し運行の円滑化を図る。
- ハ. 各校区ごとのチェックは従来どおり実施する。

(2) 運行上の注意について

- イ. 屋台の運行を御神輿の巡行と連動させるため、御殿前の出発時間から15分遅らせる。(各校区先頭屋台時間表参照)
- ロ. 15日・16日2日間とも、祭礼期間中は各屋台において2名の自主警備員（警固）を必ず選出し自屋台の安全運行に万全を期すこと。
- ハ. 県道西条港線(お堀西側)などにおける並行進は、運行時間遅延の一因となるため禁止とする。
- ニ. 各屋台は、自町内での練りを厳に慎み、伝統ある格調高い行列運行に努めること。
- ホ. 統一行動屋台行列中、河川への飛び込み行為は禁止とする。
- ヘ. 行列中の屋台間隔は、概ね5メートルを目安として運行し、50メートル以上離れることがないよう注意すること。休憩のため据える場合は、前の屋台と極力詰めて据えること。
- ト. 16日の行列行進については、各所において御神輿と屋台が出合う場面が予想されるので、御神輿の円滑な巡幸にご協力を願います。

(3) その他

- イ. 緊急時における各地区屋台への連絡網は、伊曾乃ホームページを利用する。
- ロ. 川入が明るい時間の場合、神輿を指揮誘導している高張提灯を幟旗に変更する。
- ハ. 15日の境内、16日の御旅所、御殿前、玉津等、屋台が休憩する場所でのゴミの不法投棄が増えているので、必ずゴミの後始末を行いうようお願いします。
- ニ. 昨年、奉納停止の「駅前本通り」屋台から鬼頭会に運行改善計画書の提出があり、審査の結果、奉納を許可することになりました。復帰の際には、大町校区の最後部となります。
なお、大町校区の上小川屋台から錦町屋台までの10台の屋台の番号が変更になっているので注意をお願いします。

(4) 新規奉納について

- イ. 新しい町内が奉納を開始する場合は、全屋台の最終とする。また、町内の都合により2年間続けて奉納がない場合(3年目以降)は全屋台の最終とする。

9. 卑夫番号札について

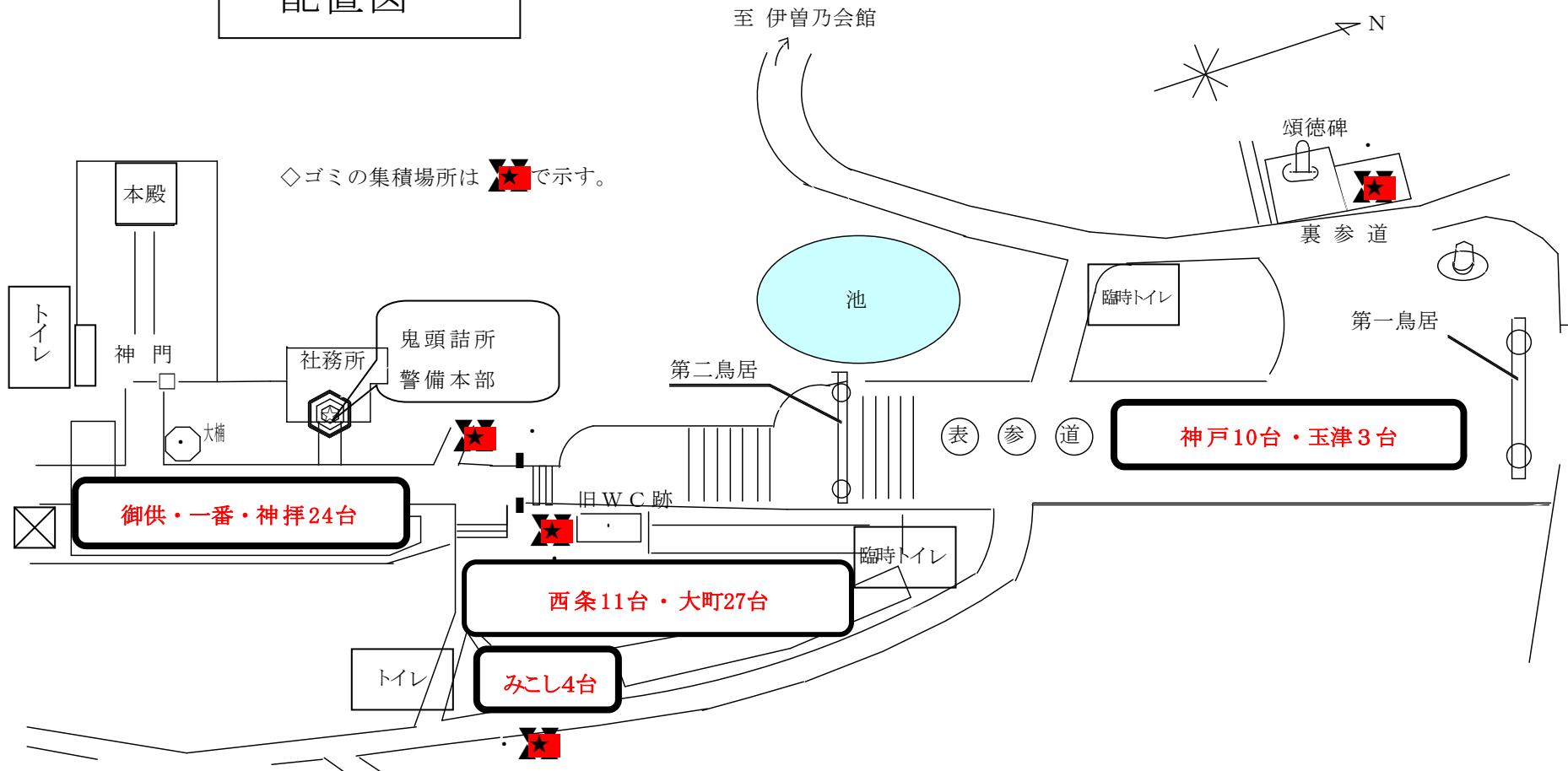
- イ. 警察指定の「卑夫番号札」は、本年(平成28年)も鬼頭会より全屋台に配布いたします。
- ロ. 番号札代として、屋台のかき夫の人数にかかわりなく、1屋台につき一律 3,000円を納めていただきますので、よろしくお願い致します。
- ハ. なお、神社にて斎行する屋台運行安全祈願祭(事始式 10月8日 斎行)のお神札(ふだ)の初穂料 5,000円とは、別になりますのでご留意願います。

昨年の祭礼は、皆様のご理解とご支援により順調な運行がなされたことは大変喜ばしくもあり、また誇りにも思えることあります。

本年も、各自治会・屋台かき夫の方々におかれましては、伝統ある“伊曾乃例大祭への奉納”を果たす!と言うことを念頭におき、品格を損なう言動は厳に慎み、責任ある行動で名実共に『郷土の誇りとしての伊曾乃例大祭の実現』に向け、ご尽力・ご協力を願い致します。

平成28年10月15日（宮出し）

伊曾乃神社内
配置図



16日各校区先頭屋台時間表

神戸地区(先頭)屋台

場所	到着	出発
御旅所		4:45
御殿前	6:25	9:30
古玉線	10:35	10:45
玉津	11:45	13:00
川原着	14:40	

神拝地区(先頭)屋台

場所	到着	出発
御旅所		5:10
御殿前	7:15	9:50
古玉線	11:00	
玉津	12:10	13:25
川原着	15:25	

大町地区(先頭)屋台

場所	到着	出発
御旅所		4:50
御殿前	6:35	9:35
古玉線	10:40	
玉津	11:50	13:05
川原着	14:45	

玉津・西条地区(先頭)屋台

場所	到着	出発
御旅所		5:25
御殿前	7:55	10:10
古玉線	11:20	
玉津	12:30	13:45
川原着	15:55	

川入り 17:15

川上り 17:30

16日御旅所奉納屋台校区別時間表

- 神戸地区南入口より
11台 午前1時45分～2時05分
- 大町地区一部東入口より
15台 午前2時05分～2時55分
- 大町地区一部常心入口より
12台 午前2時05分～2時55分
- 玉津地区東入口より
3台 午前2時55分～3時00分
- 神拝地区常心入口より
24台 午前3時00分～3時55分
- 西条地区常心入口より
12台 午前3時55分～4時15分
- みこし常心入口より
4台 午前4時15分～4時35分

川入行事について

- 警察より指定の屋台昇夫番号札は鬼頭会より全屋台に頒布する。
- 屋台一台あたり一律三千円(初穂料五千円は別途)をお納めいただく。
- みこしの入場時に、各屋台・みこしから必ず2名の自主警備員を選出し、通路となる道路両側にて警察と共にして、みこし通路の確保並びに参拝者(観客)の安全を図るべく警備にあたること。
- 川入り行事を予定通り行うため、先頭屋台の玉津出発の最終待機時間を午後二時とする。

平成二十八年鬼頭総会決定の主な事項

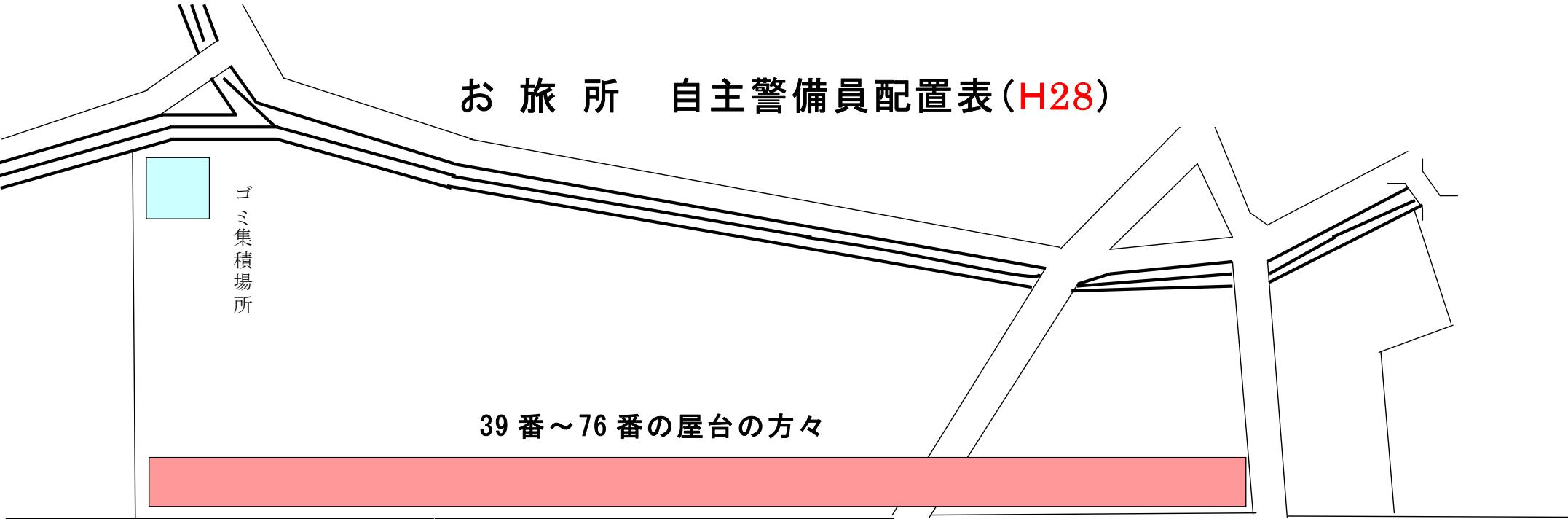
- 十五日の参進時(午前四時二十五分～三十五分頃までの約十分間)に神門前境内広場の屋台は太鼓・鉦を止めて祭礼の厳肅化に協力願います。

- 御旅所神前への奉納の練りは二回までとする。
- 御殿前の進入経路は神戸・大町校区屋台は法務局側から進入。
- 神拝・玉津・西条校区は広島銀行南を通り三本松から進入。

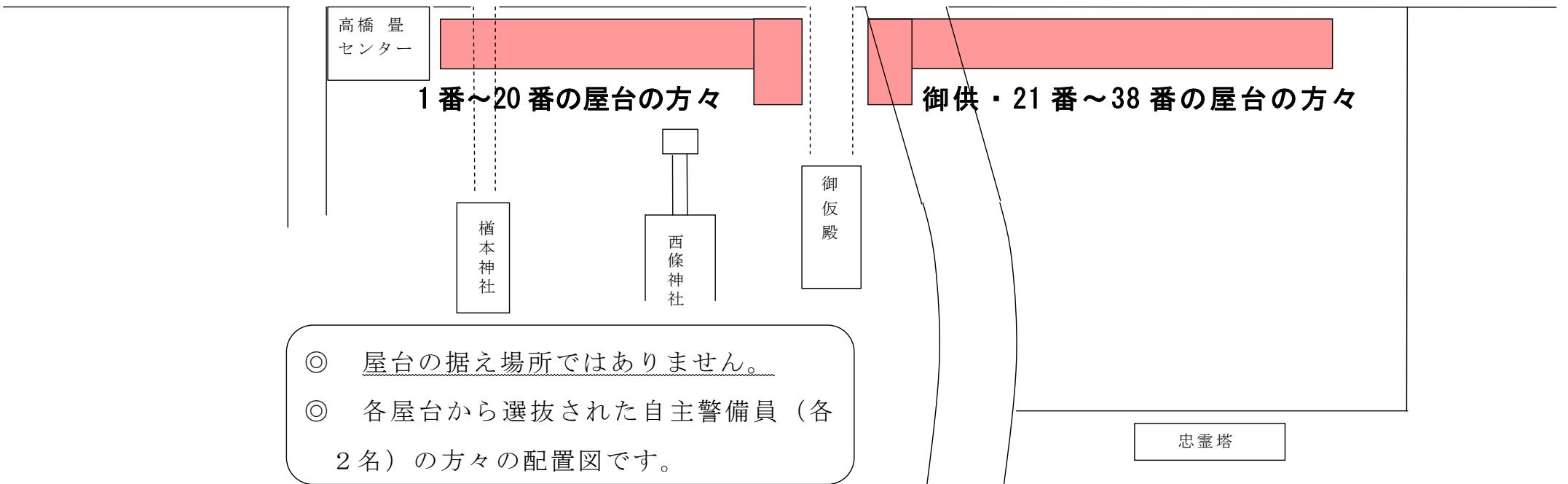
- 御殿前の大手門への参入は一回だけとする。

- 川入り最終待機場所を河原とする。
- 御神輿が川入に合図として煙火を打ち上げる。
- 御神輿の川入り最終待機時間は午後五時十五分を限度とし川入りに出発する。
- 土手での差し上げは全面禁止とする。
- 川入り行事には、鬼頭が高張提灯(幟旗)を持って神輿を指揮誘導する。

お旅所 自主警備員配置表(H28)

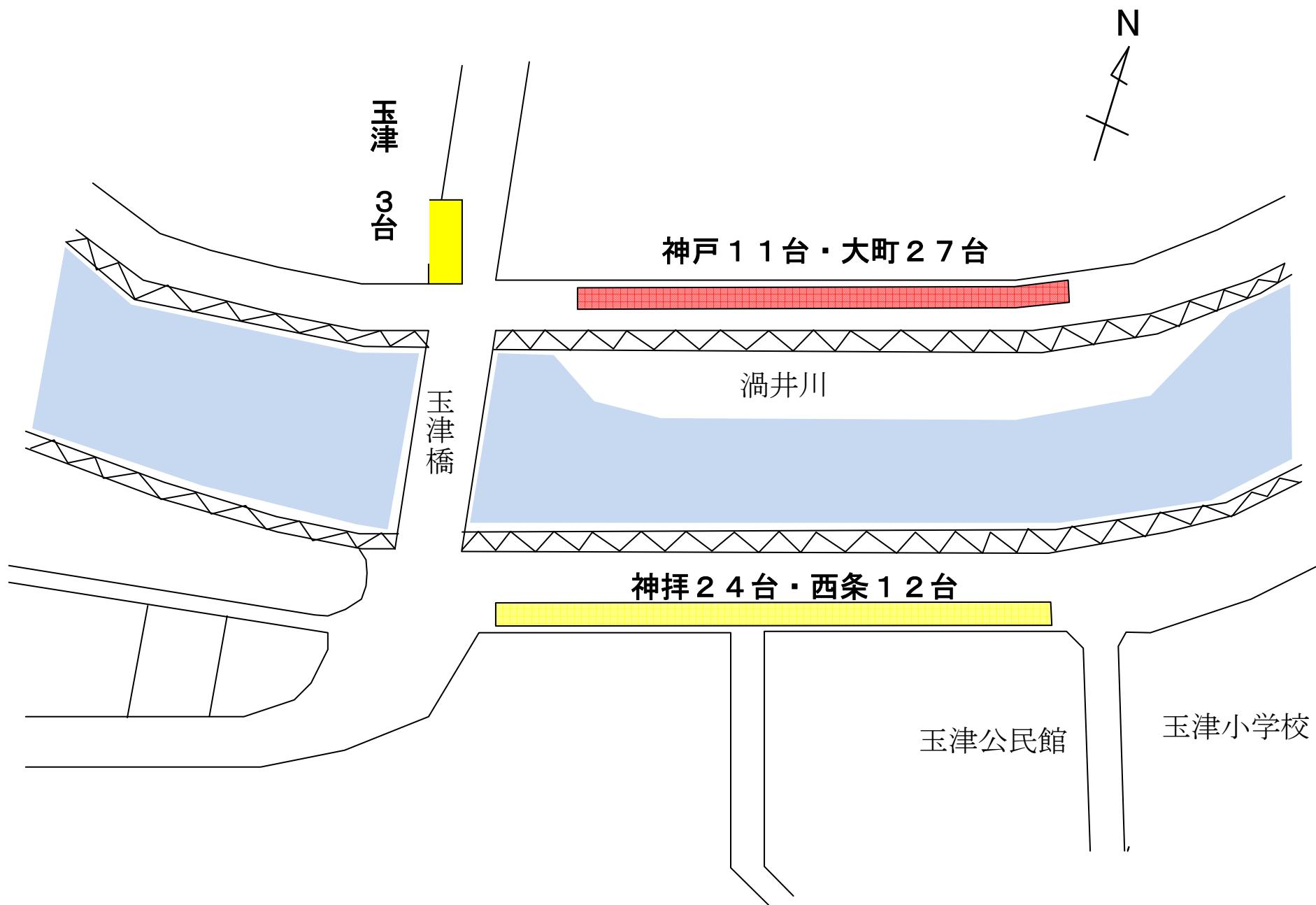


39番～76番の屋台の方々

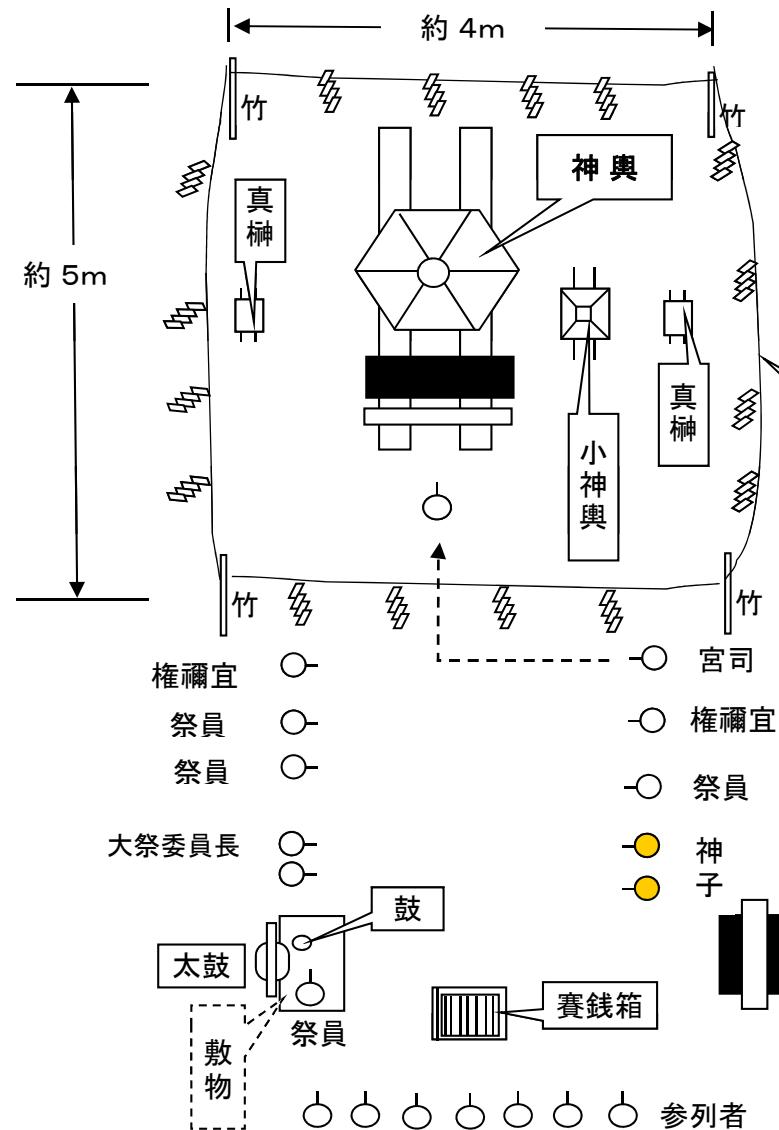


忠靈塔

10月16日玉津土堤屋台配置図(H28)



神 樂 所 略 図



○神樂所略図です。
基本的に立って斎行します。
但し神楽場所によって多少
配置の違いが生じます。
「基本の形」と、ご理解願います。
(※地面に敷物を敷き座札にて祭典する
場合もあります。)

注連縄 約 18m
紙垂(シテ)
4枚 × 4辺 = 16枚

※神輿の前を、南向き
又は東向きに据えます

辛櫛(からひつ)

(第1日)

伊曾乃神社神樂祭各神樂所 所属表 (平成28年10月15日)

番号	場所	変更	予定時刻	神 樂 所 所 属 町 名
1	鳥居前		6時20分	日明 中ノ段
2	船形		7時00分	船形 津越 長瀬 加茂全域
3	釜ノ口(集会所前)		7時30分	釜ノ口 木挽原 宵ノ原 大久保 中寺
4	楠(楠集会所前)	※	8時00分	楠東 楠西 楠南 山ノ下 山道 向原
5	かじ分(徳増建工前)		8時30分	安知生東 安知生北 土居内 河原町 新出東 新出西 西原 原 西ノ窪 奥ノ内 湯之谷
6	西田(ゆべし横)		9時10分	西田 棚林
7	東光(神戸公民館前)		9時50分	東光 東原 蔽の内
8	中西(荒神社前)		10時30分	中西
	昼食 小憩			中西荒神社
9	古川(御所神社前)		12時00分	古川
10	古川新地(古川住宅前)		12時30分	富士見町 古川住宅 御所通 古川団地 砂盛町 王子町
11	新上川原公園		1時10分	喜多川中 上川原 川沿町 みどり町 小桜町
12	神拝小学校		1時30分	原ノ前 水都町 若草町 都町
13	古屋敷(古屋敷公民館横)		1時50分	古屋敷 西新町 東新町 三本松東 三本松西
14	上神拝(集会所前)		2時10分	上神拝
15	上喜多川(集会所前)		2時30分	上喜多川
16	加茂町		3時00分	加茂町
17	大町校前(大町小学校前)		3時20分	中南 川原町 西町 仲町小川 北ノ丁上 北ノ丁中 南町1区 南町2区 南町3区 新玉通 清水町北 清水町南 若水町
18	地蔵原(集会所前)		4時00分	地蔵原 寿町 若葉町
19	新田(集会所前)		4時40分	新田
20	西ノ川原(集会所前)		5時20分	西ノ川原 岸陰
	御旅所着 御		5時50分	

御神輿の巡行時間表

(第2日)

伊曾乃神社神樂祭各神樂所 所属表 (平成28年10月16日)

番号	場所	変更	予定時刻	神 樂 所 所 属 町 名
1	御旅所		4時50分	常心大南上 常心大南下
2	駅前(駅前広場)		7時00分	北ノ丁下 登道 駅西 朝日町 駅前一区 福森町 駅前二区北 駅前二区南
3	朔日市(太楽園前)		7時20分	朔日市東 朔日市西 朔日市南 朔南 むつみ会
4	風伯社前(風伯神社前)		7時50分	北町 大師町 北新田
5	本局前(香川証券東)		8時10分	宗町上 宗町上東 宗町中 宗町下ノ上 宗町下 大町新町 紺屋町 幸町
6	御殿前(西条高校正門前)		9時30分	四軒町上 四軒町下 常盤巷 滋巷北 八千代巷 百軒巷
7	松ノ巷(西条小学校前)		10時00分	松ノ巷 竹梅巷 新堀上 新堀中 新堀下 堀端 青江町 船元町
8	喜多浜(蛭子神社前)		11時00分	喜多浜 港新地
9	下喜多川(荒神社前)		11時30分	下喜多川北 喜多 南 西 梶之口 八丁 花園町
10	えびす社(本町・蛭子神社前)		12時00分	東町一丁目 東町二丁目 本町一丁目 本町二丁目 本町三丁目 吉原町東 吉原町中
	昼食 小憩			えびす社
11	弁財天(東町・嚴島神社横)		1時00分	御舟町 下町西 旧下町中 下町南 下町北 一区南 光明寺通 東町三丁目 駅前三区北 駅前三区南 下町あけぼの
12	横黒(JA西条玉津支所前)		1時30分	元橋 横黒西 横黒中 横黒下 新元橋 水明町
13	市塚(集会所前)		1時50分	市塚上 市塚中 市塚下 新街東 新街西
14	永易(玉津橋の北側道路沿い)		2時30分	玉津1組~13組 幸永町
15	沢(沢集会所前)		3時30分	明神木 沢 天皇 上小川 下小川 錦町 春日町 広見町
16	宵		5時30分	宵
	本宮還御		6時00分	

備 考

①神楽所到着時刻は、多少の遅速があるかも分かりませんのでお含み下さい。

②該当町内の「神社総代様」は、町内各位へのお札をお渡しますので必ず神楽所へお出で下さい。

「神社総代様」がお出でになれない時は代理の方のお越しを願います。

各地区屋台総代の皆様へ

お祭りも近づいてまいりました。

さて、本年も御本殿にて各地区屋台の奉納に伴う事始式（運行安全の御祈祷）を斎行し、その際、屋台守と奉納許可証をお渡しますので、各屋台の代表の方一々二名ご差遣下さり運行安全を祈願されますようお願ひします。
尚、奉納許可証は例年の通り十六日早朝に番号札と引換しますので、必ずお旅所御仮殿前までご持参下さい。

平成二十八年九月四日

伊曾乃神社社務所

電話 五五一二一四二

記

一日 時 十月八日（土） 午後二時 神戸・大町・玉津地区
全 午後三時 神辯・西条地区

一、事始式祈祷料併せて屋台守初穂料：五、〇〇〇円のご献納をお願いします
一、服装は各町内の屋台昇夫の正装にてご来社願います。（三つ揃など）

奉納願 読み上げ文

平成二十八年の伊曾乃神社例大祭に
我々は屋台・みこしを奉納いたしますので宜しくお願ひ申し
上げます。

つきましては左記事項を遵守いたします。

一、奉納にあたりては「定め書」を遵守し、万事鬼頭の指導
に隨い伊曾乃大神様の大御心に適うべく歴史ある祭礼
の格式並品位を落とす事なく、秩序ある運行に勤めるこ
とを誓います。

二、祭礼期間中における事件・事故等により他に損害を与え
た場合は、当自治会、屋台・みこしの関係者の全責任に
於いて対処し、神社に対しては一切の迷惑をお掛けいた
しません。

平成二十八年九月四日

伊曾乃神社奉納屋台・みこしの代表として
年番 神拝校区

若草町屋台

永井 篤朗